

令和2年第3回安城市議会定例会請願文書表

令和2年9月1日

番 号	請 願 第 2 6 号	受理年月日	令和2年8月21日
件 名	令和2年6月18日、総務企画常任委員会での請願4号における各委員の発言について、質問に答えていただくことを求める請願		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>令和2年6月18日の総務企画常任委員会において、本市の最高規範、憲法である安城市自治基本条例関連の4つ請願の審議が行われ、ここで各委員が不採択理由等を述べられました。その発言では法的、論理的な説明がほとんどされておらず、多くの疑問を感じざるをえないものであり、本条例と議会基本条例の趣旨、及び議会基本条例第5条2項に従い意見交換会の開催を求めたところ、大屋明仁議長様の各議員個別に対応してほしいとのご指示に従い、今年7月に書面で議員各位に質問書を提出させていただきました。</p> <p>しかし、どうしたことか条例を遵守すべき議員さんからは全く回答がありませんでした。市の最高規範、憲法である本条例、及び議会基本条例の遵守をお願い申し上げます。</p> <p>ここに、日本国憲法 第16条（請願権）、地方自治法 第124条（請願の提出）、自治基本条例第6条、第9条1、第10条2、第11条、第24条2と3、議会基本条例第2条3、第3条2と5項等に基づき、以下の質問全てに対して、法的、論理的、客観的な根拠を基にした明快な説明をお願いし、『説明責任』（議会基本条例 第3条5項）を果たしていただくことを求めます。</p>		
	<p>○質問1・・・宗 文代議員の発言について質問します。</p> <p>1、本条例はまちづくりの根幹を支える基本といえる。議会が存在しないことが不自然、及び本条例はまちづくりの根幹・基本と言われるが、法令に反してまで条例に入れなければならない理由は何ですか？入れないとどんな問題が起きるのでしょうか？また、議会が入っていない条例は、なぜ入っていないのですか？</p> <p>○質問2・・・鈴木 浩議員の発言について質問します。</p> <p>1、議会の権限を制限しているとは思わないと言われるが、地方自治法第14条2項より、執行機関の条例に入っていること自体が市長から指図を受けている、及び制限を受けていることになるのではないですか？また、第10条(議会の責務)で市政を監視しなさい、政策立案に努めなさい、市民の意思が市政に反映するようにしなさい、意思決定の内容及び過程を市民に分かりやすく説明しなさい、開かれた議会運営をしなさいと、さらに第11条(議員の責務)では誠実かつ公正に職務を遂行しなさい、研鑽に努めなさいと、こと細かに市長から指図され責務を課されており、これは独立機関である議会への明らかな内部干渉ではないですか？そもそも、義務を課せられていないし、制限も受けていないとすれば、条例に入れる必要が無いのではないですか？実際、本条例第1条(目的)からも議会が責務を負わされているのではないですか？</p>		

○質問3・・・辻山秀文議員の発言について質問します。

1、まちづくりをすすめるための基本的考え方、市民、議会、行政がどんな役割を担い、どんな方法でまちづくりに取り組んでいくかについて条例として明文化されていると言われるが、だから法令違反ではないですか？鈴木議員と同じ質問をさせていただきます。

○質問4・・・二村 守議員の発言について質問します。

1、**①市民が主役のまちづくりを進めるう**えでは、**②市民、行政、議会がお互いの信頼関係を築き、協力しあうことも重要なこと**であり、**③本条例の議会に関する規定は訓示的なものであり、④議会の権限を具体的に制限するものではない**・・・アンダーライン**①～④**について質問させていただきます。

①本市の主役は住民、有権者、納税者ではないのですか？上位法である地方自治法もその対象は住民であり、地方公共団体の目的は地方自治法第2条14項で『住民福祉の増進』となっていますがいかがですか？

また、まちづくりですが、市は「まちづくりの中に行政がある」と答弁しているが、本条例がまちづくりの条文と言うなら、条文中の文言で、どれがまちづくりのもので、どれが行政のものでしょうか？

②市民と信頼関係と言われるが、どこの誰かも、人数も分からない市民とどのようにして信頼関係を作り、その信頼関係はどのように把握できるのでしょうか？

③そもそも、条文を訓示的なものと言うこと自体あり得ないことではないですか？また、本条例に限らず、安城市の条例で訓示的な文言は他に何が有るとお考えですか？さらに、訓示的なものか否か誰がどのように判断するのでしょうか？

④それなら法的にもわざわざ条文にする意味や必要が無いのではないのですか？議会の目的や役割、ルール、権限等は地方自治法で具体的に定めがあり、議会、議員の条文は不要ではないですか？

また、議会の権限を具体的に制限するものではないと言われるが、地方自治法第14条2項より、執行機関の条例に入っていること自体が市長から指図を受けている、及び制限を受けていることにはなるのではないですか？また、第10条(議会の責務)で市政を監視しなさい、政策立案に努めなさい、市民の意思が市政に反映するようにしなさい、意思決定の内容及び過程を市民に分かりやすく説明しなさい、開かれた議会運営をしなさいと、さらに第11条(議員の責務)では誠実かつ公正に職務を遂行しなさい、研鑽に努めなさいと、こと細かに市長から指図され責務を課されており、これは独立機関である議会への明らかな内部干渉ではないですか？そもそも、義務を課せられていないし、制限も受けていないとすれば、条例に入れる必要が無いのではないですか？実際、本条例第1条(目的)からも議会が責務を負わされているのではないですか？

ここは鈴木議員への質問と基本的に同じになります。

2、審議会で十分検証されたので再検証の必要はまったく無いと言われるが、白山議員はたびたび議会で審議会等の危険性を指摘してきましたが、この審議会も、市となんらかの関係がある人や団体を選出し、公募市民さえも市の都合で選別していることはそもそも本条例違反ではないですか？さらに市は本条例を推進する有識者を選出しており、そんな市のご都合審議会、つまり出来レース審議会のあり様を理解しておられますか？それでも条例違反の審議会でもなく、問題が無いとする理由をお聞きます。

そもそも他の審議会等と違い、法令を扱う審議会等に法令を全く知らない素人が係る問題はないのでしょうか？特に、本条例のようにイデオロギーが絡むものは賛成派、反対派も含めた議論が必要ではないですか？

○質問5・・・寺沢正嗣議員の発言について質問します。

1、アプローチの仕方が間違っているとはどのような意味でしょうか？この章以外の条文中に議会が11か所登場すると思いますが、ご指摘は間違っていないですか？文章の型とはなんですか？ぜひ詳しく教えて下さい。議員さんたちの文章がそうなっているのか確認させていただきます。そもそも、市は一般の方にそこまで厳格な文章を求めているのですか？なぜでしょうか？

2、請願事項の文章を神学論争と言われ、条例として位置づけられ成立していると言われるが、白山議員が指摘する刑法にある偽計業務妨害の問題が無い理由と、前出の違法な策定過程等において議決した条例が有効と言える法的根拠はなんですか？

3、安城市の行政は遅滞なく動いてきている。行政執行上に何の問題もなく10年過ぎてきたと言われるが、間違いだらけ、失敗だらけの私としては、安城市は遅滞もなく何の問題もなく10年間動いてきたとはすごい言葉を聞かせていただいたが、市長以下市職員の多くはどのように考えていると解釈してよいのか？

また、多くの市職員は市の最高規範、市の憲法である本条例をどのくらい意識及び認識してきたのですか？白山議員はほとんど認知さえされていなかったと言っていました。実のところはどうだったのでしょうか？

白山議員は本条例を『実現不可能なファンタジー条例』と言っていますが、仮に寺澤議員がおっしゃる通りならば、それは本条例を無視してやってきたお陰と言えませんか？

4、憲法上、地方自治法上どうであるとか、品質がどうのこうのという話が神学論争になっている。法律論、条例の解釈論、言葉の是非、考え方の差異など10年やって平行線であったと言われるが、現存する条例を含む法令を絶対に否定できない市職員との議論が平行線になるのは当然ではないのか？ならば、今まで私たちが指摘してきたことは間違いで、市の答弁には間違いや矛盾、理不尽なことは無かったとお考えか？本条例が6月24日に白山議員が賛成討論で示した上位法等において全く問題が無い法的根拠を示してください。また、安城市の最高規範であり憲法である本条例をきちんと守ってきたと言える根拠を示してください？

5、新たな仕事に向けていかないかですが、私の知らない所で他議員がどんな活躍をしているか詳しく分かりませんが、白山議員は本条例以外にそんなに何もしていないのでしょうか？他の議員より劣るのでしょうか？そのように言われる理由や根拠をお示し下さい。

6、折り合い点を見つけてやっていくことが安城市のためと言われるが、折り合いと言うなら、市はいかなる場面においても一字一句変えずにきたのではないのですか？つまり、ここで言う折り合いとは、白山議員が一方的に妥協し、市に従えということですか？寺沢議員さんはそんな議員なのですか？そのような議員に税金を払いたくないと思う私は間違っていますか？

○質問6・・・松本佳栄議員に質問します。

1、総務企画常任委員会の委員長様として、上記の質問について総括した感想をお聞きます。

あわせて、議員の皆さまに誠実にお答えいただくようにご指示・ご配慮をお願い申し上げます。

請願事項

質問にお答えください。

なお、前回の請願4通にて出されたような質問がある場合は、誠実に回答するつもりです。総務企画常任委員会の請願審査日を除き、7日前までに請願者に届くよう、その内容を文書にて、議会事務局経由で、お寄せいただくことを希望いたします。なお、メールでの回答をする場合のためにアドレスを明記願います。

